

少年法の適用年齢の引下げに反対する決議

当連合会は、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げる法改正に、反対する。

これまで、少年法の適用年齢の引下げの理由として、凶悪化し増加する少年犯罪への対応の必要性が語られることもあったが、少年による刑法犯の検挙人員は、総数の点でも人口比でも近年大幅な減少傾向にある。また、重大事件とされる殺人（未遂も含む）及び傷害致死事件の家庭裁判所での既済人員の2015年（平成27年）の合計数も、1961年（昭和36年）のピーク時と比較すると件数で89.7%（少年人口あたりの発生数でも83.3%）も減っている。少年犯罪の増加や凶悪化といった指摘は、統計上全く根拠がない。

少年法の趣旨は、少年の健全育成を目的として、家庭裁判所における家庭や友人関係を含む調査や少年鑑別所での科学的な鑑別により、非行少年の資質や環境面での問題性を解明し、それをふまえて少年自身や保護者に働きかけ、周囲の環境を調整するなどして、刑罰ではなく保護処分によって少年の成長発達を促し、立ち直りを支援するというものである。そして、かかる少年法の現在までの運用が相応の成果をあげてきていることは、実務者や専門家の間で共通認識となっている。

このように、法改正を行う必要性を基礎づける状況が認められないにもかかわらず、有効に機能している現行制度を大幅に改変することとなる少年法の適用年齢の引下げは、非常に問題である。

仮に、少年法の適用年齢を18歳に引き下げてしまうと、現行法のもとでは保護観察となる者のほとんどが、保護観察の付されない執行猶予、罰金または起訴猶予となることが予想される。そうすると、立ち直りのための社会内処遇が十分になされないまま手続が終結することになる。また、現行法のもとでは少年院送致となる事案も、改正後は、初犯であることを主たる理由として懲役刑の全部執行猶予、罰金または起訴猶予で終わるケースが大半となることが予想され、現在少年院で個々の在院者の特性に応じて展開されている生活指導、職業指導、教科指導といった矯正教育を受けることのないまま、社会で生活することとなる。

さらに、18歳、19歳の少年に対する家庭裁判所の審理における調査やそれに基づく教育的働きかけもなくなり、保護観察所や少年院等の処遇機関での家庭裁判所での調査に基づく当該少年の問題性に応じたきめ細やかな教育と援助もなされないこととなる。

このように、少年法の適用年齢の引下げは、年長の非行少年への教育や福祉的支援による成長発達と健全育成の機会を大きく失わせるものであり、これは、刑事政策的に見ても、再犯防止策強化には全くならず、むしろ更生効果の高い初期犯罪対策を放棄するものであるといえる。

2017年（平成29年）3月から開始された国の法制審議会内の少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会においては、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるものが具体的に検討されている。

その背景には、2015年（平成27年）の公職選挙法により18歳以上に投票権が与えられたことや、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正案が近く国会に提出される状況にあることをふまえ、法律の適用年齢について国法上の統一がなされた方が

国民に分かりやすく、また、民法上の成年者に保護主義（パターナリズム）の観点から国家が後見的に介入することは避けるべきという理由から、少年法の適用年齢も連動して引き下げるべきであるという考えがある。

しかし、法律の適用年齢は、立法趣旨や目的に照らして法律ごとに個別具体的に検討されるべきであり、18歳、19歳にも選挙権を与えることにより若い国民の政治参加を促そうという公職選挙法改正の趣旨や、18歳を成年とすることにより契約関係における判断能力の制限の対象を狭めるという民法改正論の主たる意図と、過ちを犯した若年者を保護し教育的措置を施すことにより改善更生させるという少年法の理念とは、直接関係するものではなく、それらの三法で年齢を統一する必然性はない。

他の法律改正の動きを見ても、競馬や競輪などの公営ギャンブルについて、若者のギャンブル依存の危険性を考慮して禁止年齢を現行の20歳未満に据え置くことを政府が方針として固めたと報道されたり、20歳未満の飲酒や喫煙も、健康被害への懸念という観点から禁止を維持する方向で警察庁が検討していると報じられたりしている。そして、それらの禁止年齢の維持について、国民の間で反発や異論の声が上がっている状況もない。このように、「大人として扱われる年齢を国法上統一する」という観念的な改正論拠は、我が国の現実の法制度や国民感情にも沿うものではないと考えられる。

法制審の部会においては、少年法の適用年齢の引下げとあわせて、非行少年を含む犯罪者に対する処遇をいっそう充実させるための刑事法の各種整備や新たな刑事政策も検討されているが、いかにそれらの施策が充実されたとしても、18歳、19歳の若年犯罪者に対して現行の少年法に基づく措置（少年審判における少年の資質や家族等の環境調査やそれに基づく少年や周囲への働きかけと、保護観察、少年院送致等の保護処分）と同等の改善更生効果をもたらすシステムとは、かなりかけ離れた不十分なものになると思われる。

法制審においては、少年法の理念と運用の成果が正當に評価されるとともに、結論ありきの拙速な議論は避け、適用年齢の引下げの論拠や刑事政策上の影響などについて、十分に慎重な吟味がなされねばならない。

当連合会は、2015年（平成27年）11月27日の近畿弁護士会連合会大会において、「少年法の適用年齢の引下げに反対する決議」を採択したが、その後もかかる少年法改正の動きが推進されていることに大きな懸念を抱き、改めて、少年と社会を守る少年法の機能を大きく減殺させる少年法の適用年齢の引下げに強く反対することを、ここに決議する。

2017年（平成29年）11月8日

近畿弁護士会連合会

理事長 市野勝司